

高知県消防防災対策総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県消防防災対策総合補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、南海トラフ地震に備えるため、地域に根差した女性防火クラブ（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第18条に規定する女性防火クラブをいう。以下同じ。）の防火・防災活動への支援及び将来の地域防災を担う少年消防クラブ（同条に規定する少年消防クラブをいう。以下同じ。）等の子どもを対象とした防災学習等への支援を行い、地域防災体制の充実・強化を図るため、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業)

第3条 補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 女性による地域防災活動支援事業 女性防火クラブの防火・防災活動に対する支援事業
- (2) 子ども防災学習等支援事業 地域の防災力及び将来の地域防災を担う人材育成を目的とし、少年消防クラブ及び子どもの消防防災学習活動を主たる目的としたイベントの開催等に対する支援事業

(補助事業者、補助対象経費等)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助限度額、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。この場合において、交付事業者が県税の納税義務者である場合は、滞納がない旨を証する完納証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写しを提出しなければならない。県税の納税義務がない場合は、申立書を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請後に補助事業を追加する場合
 - (2) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合
 - (3) 補助事業の区分間で、流用先の30パーセントを超える配分の変更を行う場合
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類すると知事が認める場合
- 2 知事は、前項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払の請求をしようするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式の実績報告書のとおりとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第2号から第5号まで、第10条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

3 次に掲げる要綱は、平成26年5月25日に廃止する。

(1) 高知県女性による地域防災活動支援事業費補助金交付要綱

(2) 高知県消防団安全装備品整備促進事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助事業者	補助率	補助限度額
(1) 女性による地域防災活動支援事業	女性防火クラブのトップリーダー育成及び情報交換のための研修等に係る経費 ・会場費 ・材料、資料代 ・講師報償費 ・旅費 ・その他必要な経費 (食糧費を除く。)	高知県女性防火クラブ連絡協議会	定額	600千円
	中国・四国ブロック市町村女性防火クラブ幹部地域研修会に係る経費（高知県開催分） ・会場費 ・材料、資料代 ・講師報償費 ・旅費 ・その他必要な経費 (食糧費を除く。)		定額	500千円
(2) 子ども防災学習等支援事業	少年消防クラブ員の育成、啓発、交流等を目的とした活動に係る経費 ・会場費 ・材料、資料代 ・講師報償費 ・講師旅費 ・その他必要な経費 (食糧費を除く。)	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会	定額	1,000千円

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。